# 定期預金規定

## 1. 定期預金等共通規定

この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金等」といいます。)等に適用します。

### 第1条 (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 第2条(証券の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入れの記載を取消した うえ、当店で返却します。

### 第3条(取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部 または一部を制限することがあります。
- (3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合 には、預入れ、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することが あります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に もとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵 触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解

除します。

# 第4条(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当金庫に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払 戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当金庫に提出してく ださい。
- (4) 前2項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。
- (5)次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫は預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名 義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金者が第10条(譲渡、質入れの禁止)第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する 取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した 事項および第3条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、 虚偽であることが判明した場合
- ⑥第3条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じ ない場合

#### 第5条(届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項 に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、



当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (3) 証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳 の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、 また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書、通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 第6条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面 によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第7条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書または通帳は届出印を押印して通知と 同時に当金庫に提出してください。
- ②複数の借入金の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で 預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してくださ い。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるも のとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証 債務から相殺されるものとします。
- ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することがで きるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。



- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日 までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を 適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて 別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済 等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができる ものとします。

#### 第8条(印鑑照合等)

証書、通帳または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

### 第9条(盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等)

- (1)盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測 される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預、金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび

預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補て ん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合 には、当金庫は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人に よって行われたこと
- C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽 りの説明を行ったこと
- ②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。 また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額 の限度において、当該預金にかかる払戻請求書は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

### 第10条(譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 第11条(暴力団排除条項の準用)

この預金には、「普通預金・普通預金 (無利息型)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」 第3条および第5条4項の規定が適用されるものとします。



# 第12条 (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)